

◆国民健康保険税◆

保険税率が変更になります

国民健康保険税は、加入者の前年中の所得をもとに世帯単位で計算され、所得割・均等割・平等割の合計が1年間の保険税です。令和4年度分（本算定）から税率が次のとおり変更になります。

●変更になる国民健康保険税率

区分	令和3年度	限度額
医療給付費分	所得割	6.70%
	均等割	21,800円
	平等割	21,400円
後期高齢者支援金分	所得割	2.70%
	均等割	13,400円
介護納付金分	所得割	2.40%
	均等割	15,500円

変更後

令和4年度	限度額
5.80%	65万円
21,000円	
20,800円	
2.50%	20万円
変更なし	
変更なし	変更なし
変更なし	

●問合せ
税務課 市民税2係
(市役所2階7番窓口)
☎0256・77・8144



●「国民健康保険税納税通知書」の送付

7月13日(水)に発送します。7月から毎月の納付額がこれまでの千円単位から百円単位となり、月ごとの納付額の差が小さくなるため納めやすくなります。

●未就学児がいる世帯

世帯内に未就学児がいる場合、未就学児にかかる均等割額が5割軽減されます。均等割額が7割、5割、2割軽減されている場合は、残りの均等割額が5割軽減されます。

●普通徴収（納付書払い・口座振替）の世帯

1年間の保険税額から、4月～6月に支払った額を差し引いた残りの額が、7月からの納付となります。

●特別徴収（年金天引き）の世帯

1年間の保険税額から、4月・6月・8月の徴収額を差し引いた残りの額が、10月・12月・翌年2月支給の年金から徴収されます。特別徴収で未納の無い世帯は、申し出により口座振替に変更できます。

◆国民健康保険◆

8月からの限度額適用認定証の事前申請を受け付けます

現在、国民健康保険の限度額適用認定証をお持ちの人は、有効期限が7月31日(日)までとなっています。8月1日(月)以降も引き続き必要な人は更新手続きが必要です。忘れずに申請をお願いします。

この認定証は、高額な外来診療や入院時の医療費の支払いが自己負担限度額までとなるものです。なお、自己負担限度額の区分は、令和3年中の世帯の所得などにより改めて判定しますので、これまでの区分から変更になる場合があります。

●更新後の適用日および交付方法

申請日	適用日	認定証の交付方法
7月29日(金)まで	8月1日(月)	8月1日(月)以降に発送
8月1日(月)以降	申請月の初日	窓口にて即日交付

●申請に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・世帯主および認定証が必要な人のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードなど）
- ・別世帯の人が申請する場合は委任状
- ・来庁する人の本人確認できるもの（運転免許証など）

●申請場所・問合せ
保険年金課 国保係
(市役所1階9～11番窓口)
☎0256・77・8132



※8月1日(月)は窓口の混雑が予想されますので、事前の申請をお勧めします。

※認定証は申請月の初日から有効となります。なお、申請日より前に遡って発行することはできません。

※住民税非課税世帯で過去1年間の入院日数が90日を超える場合は、入院日数の確認できる医療機関発行の領収書または証明書が必要です。

※今年1月2日(日)以降に転入した人は、前住所地の課税所得証明書が必要な場合があります。

※国民健康保険税の未納があると、交付できない場合があります。

8/1 月曜日～

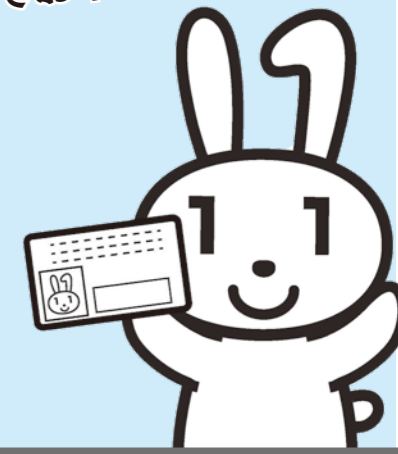
窓口より
安くておトク

マイナンバーカードを利用して

全国のコンビニなどで 証明書が取得できます！



マルチコピー機



■利用時間 毎日 午前6時30分～午後11時

取得できる証明書【取得できる範囲】・交付手数料

- 住民票の写し【本人・同一世帯分】 1通 200円 (300円)^{*}
・除票は除く
 - 印鑑登録証明書【本人分】 1通 200円 (300円)^{*}
・燕市に印鑑登録のない人は除く
 - 所得証明書、課税・非課税証明書【本人分】 1通 200円 (300円)^{*}
・最新年度のみ（毎年6月中旬頃に最新年度に切り替え）
 - 戸籍の附票【本人・同一戸籍の人分】 1通 200円 (300円)^{*}
・現在戸籍の附票のみ
 - 戸籍謄本・抄本【本人・同一戸籍の人分】 1通 300円 (450円)^{*}
・現在戸籍のみ
- ※（ ）内の金額は、市役所窓口での交付手数料

Q & A

Q1. 誰が使えるの？

15歳以上で、燕市に住民登録されている、または燕市に本籍がある人

Q2. どこで使える？

市内全てのセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートおよびイオン県央店に設置されたマルチコピー機(キオスク端末)。その他、全国のコンビニエンスストアなどでも利用可能。

Q3. 必要なものは？

マイナンバーカード、^{*}交付手数料
※「利用者証明用電子証明書」が搭載されたもので、数字4桁の暗証番号の入力が必要

注意事項

- ◎利用可能時間は、システムメンテナンス時に変更となる場合があります。
- ◎誤って異なる証明書を発行した場合、返金や交換はできません。
- ◎住民基本台帳カード・通知カード・印鑑登録証ではコンビニ交付は利用できません。
- ◎3回連続で暗証番号を間違えるとロックがかかります。ロック解除は、カード持参のうえ、市民課までお越しください。
- ◎印鑑登録証は、窓口で印鑑証明書を取得する際に必要となるので、コンビニ交付開始後も大切に保管してください。

コンビニ交付サービス開始にあわせ、市内11郵便局で実施してきた証明書交付サービスは、7月29日(金)で終了します。

マイナポイント第2弾 申請受付中！



マイナンバーカードの「健康保険証としての利用申込み」、「公金受取口座の登録」をした人のマイナポイントの受け取り申請が、6月30日から開始されました。

マイナンバーカードの 新規取得などで 最大	+	健康保険証としての 利用申込みで	+	公金受取口座の 登録で
5,000円分		7,500円分		7,500円分

※マイナポイントを受け取るには、マイナンバーカードを使って、マイナポイントの申込みを行う必要があります。



マイナンバーカード 出張申請受付中！

イベント会場や商業施設などでマイナンバーカードの申請受付を行う「出張申請受付」を実施しています。お出かけついでに気軽に申請してみませんか？

参議院議員通常選挙の期日前投票に併せて7月9日(土)に市役所で申請受付を行います。詳しくはこちら▶



●問合せ 市民課 窓口係
☎0256・77・8122 (コンビニ交付に関すること)
☎0256・77・8339 (マイナンバーカードに関すること)